

学校いじめ防止等のための基本的な方針

松本市立田川小学校

一 いじめ防止等の対策のための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、田川小学校のすべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

- (1) いじめは、いかなる理由があろうとも許されることのない人権侵害であるという認識に立ち、いじめについて、道徳や人権教育、日常の指導等を通して、知的面・心情面から悪質さや辛さを理解させていく。
- (2) 「どんな子もいじめに関係する可能性がある」という考え方で、日常における活動の観察、子ども・教師・家庭・地域などからの情報を元に、子どもたちの人間関係の把握に努める。必要に応じて、実態調査などを行う。
- (3) スクール・セクシャルハラスメント（スクール・セクハラ）についても、それが非違行為であり、児童生徒の心身に取り返しのつかない深い傷を残す行為であることを教職員に周知し、学校内におけるこのような行為を未然に防ぐ。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、児童生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての児童生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・ 児童生徒に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 児童生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から児童生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

二 いじめの防止等のための取組み

Ⅰ 学校の「いじめの防止等の対策委員会」の位置づけ

- (1) 構成員 教頭 教務 生徒指導主任 養護教諭 学年主任
(特別支援コーディネーター)

- (2) 役割

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う。

- 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- 個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。
- 情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておく。

2 いじめ防止等の取組

(1)いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア 授業づくりの視点から

<成就感・達成感のある授業>

- ・ 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視しながら、成就感・達成感のある「楽しい授業」のあり方を考え、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・ 「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、安心して学びに向かえる学習環境づくりを行う。
- ・ 授業研究会をとおして、探究的に学びに向かう授業のあり方を研究していく。

<道徳教育の充実>

- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 子どもたちが自分自身の内面と向き合い、他者の立場に立って物事を考える力を養う。

<人権教育の視点に立った授業>

- ・ 人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かわり合いや表現力が高まる授業づくりを進める。
- ・ グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・ 各教科の授業の中に人権の視点を取り入れ、自己肯定感を高め、他者を大事にできるような授業を行う。

イ 人間関係づくりの視点から

<互いの違いを認め合う人権月間>

- ・ 11月を「なかよし月間」とし、なかよし集会等を行うことをとおして他者理解を深める。
- ・ 11月に人権に関する講演会を開き「人権」について考える機会を設ける。

<互いを受容し、認め合う学級活動>

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 行事など、児童が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・ 清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

<交流体験活動の充実>

- ・ 異学年交流や地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

ウ 研修の視点から

- ・ 4月に職員全員で、いじめに防止に関する理解の研修を行う。
- ・ 5月に職員向けに、いじめチェックシートを用いた児童生徒理解の研修を行う。
- ・ 11月に児童・職員・保護者向けにメディアリテラシー研修を行う。

エ 関係機関とのネットワークづくり

- ・ 必要に応じ、相談機関、警察関係機関との連絡を取り合う。

② いじめの早期発見の取組

ア 児童生徒の実態把握の視点から

<アンケート調査の活用>

- ・ 2ヶ月ごとに、「いじめアンケート」を実施し、児童理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童生徒と相談を行ったりする。

<定期的な教育相談>

- ・ 4月の家庭訪問、10月の保護者懇談会の際には、保護者、児童から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。
- ・ 朝、放課後等の時間も活用しながら、日常的に教育相談がおこなえるように工夫していく。
- ・ 児童との懇談週間（年2回：7月、12月）を設定し、児童が担任に思いを語れる場を設ける。

<日々のコミュニケーション>

- ・ 何気ない日常における雑談、日記や生活記録を通して、児童の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。
- ・ 保健室の対話の中で、児童が心のうちを語る場合もある。保健室における児童の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

<児童生徒の観察>

- ・ 教師が児童とともに過ごす時間を確保し、児童の表情を観察したり、声がけをしたりする。

- ・ 授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかったりする場面も見られることがある。授業中の児童の様子を丁寧に観察する。

<保護者との連携>

- ・ 校内相談窓口を設け児童や保護者に周知する。
- ・ 日頃からこまめに連絡を取り合い、共通理解の元で支援できるようにする。
- ・ 児童について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、通信を通して呼びかける。

<職員間の連絡>

- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等対策委員会」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- ・ 学年や学級を超えて児童の状況を共有し、事案は文面で共有して学校全体で対応する。
- ・ 職員会議・学年会ごとに、児童に関わる情報を共有し、児童理解に努める。

イ 相談窓口の提示の視点から

<相談機関の掲示>

- ・ 児童、保護者向けに、相談機関を明示する。

ウ 学校への評価

- ・ 保護者にアンケートを無記名で行い、学校への意見・要望を集約する。
- ・ 5月、2月に学校運営委員会（田川っ子応援団）を実施し、いじめ防止、発見、対応について評価していただくとともに、児童の様子に関する感想、意見を集約する。

(2) いじめが起きたときの対応

ア いじめ対応マニュアルの充実の視点

別表1 「いじめ未然防止，早期発見，早期対応に関する取組」の「いじめに対する対応」参照

- 「いじめの防止等の対策委員会」が組織的な対応の中心となるように見直す。
- 一致したぶれない支援・指導のために、支援・指導方針の検討、判断の場面を位置づける。
- 具体的な対応をするために、「だれが、何を、どのように、いつまでに」などを事案に応じて決めだす。
- 「全体像の把握（事実確認）」，「いじめられた児童生徒，保護者への支援」，「いじめた児童生徒への指導と保護者への助言」，「いじめが起きた集団への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。

- 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（警察，児童相談所等）への報告や連携体制を整えておく。

イ 支援・指導のポイント

<いじめの発見・通報を受けたときの対応>

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり，いじめの通報を受けたりした場合には，一人で判断したり，抱え込んだりせず，必ず誰かに相談する。速やかに「いじめの防止等対策委員会」に報告する。
- ・ いじめを目撃したら，その場で阻止する。暴力を伴う時は，即時他の教職員に連絡する。
- ・ 関係職員を含む「いじめの防止等対策委員会」の職員が，分担して速やかに関係児童から，事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 周りの児童や教職員など、関係者からも話を聞き、事実を的確に確認する。
- ・ 聴き取りはできるかぎり，同時刻かつ個別に実施する。

<いじめられた児童へ支援>

- ・ 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し，寄り添える体制を作るとともに，安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに，「必ず守り通す」ことを伝えたとえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

<いじめた児童へ>

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで，「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり，形式的に謝罪を促したりすることなく，自分自身の行為を振り返ったり，いじめられた児童の心情を想像したりしながら，心に落ちるような指導を行う。
- ・ 不満やストレス，背景を理解しつつ，その対処の仕方とともに考える。
- ・ いじめた児童生徒の背景にも目を向け，健全な人格の成長ができるように支援する。

→必要に応じて別室指導・出席停止の措置をとる。（学校教育法に準じて）

<いじめを見ていた児童へ>

- ・ いじめを見ていた，知っていた児童には自分の問題としてとらえさせ，誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたり，同調したりしていた児童には，行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

<保護者との連携>

- ・ いじめが発見された場合は，速やかに保護者に連絡し，懇談の場を設ける。
- ・ 今後の対応について，継続的に懇談を重ねる。

(3) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・ 未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して通知や講演会を通して啓発をする。
- ・ 児童生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

(4) 関係機関と連携した取組

こども福祉課や警察、児童相談所などと必要に応じて連絡を取り合い、連携を図っていく。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに松本市教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「いじめ対応マニュアル」を確認し、迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等対策委員会」を立ち上げる。
- ・ 関係児童生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- ・

ウ 事実関係を明確にするための調査

松本市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

<調査委員会の設置>

当該重大事態に応じて、学校は松本市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

<組織の構成>

「学校におけるいじめの防止等対策委員会」の構成員

関係教職員を加える

必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者（松本警察署スクールサポーター、保健師、田川っ子応援団運営委員、民生委員、弁護士、医師等）を拡充する。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

<いじめられた児童からの聴き取り>

- ・ いじめられた児童を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた児童の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

オ 調査結果の提供及び報告

<いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供>

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた児童及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

<調査結果の報告>

調査結果については、松本市教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

カ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

別表1 田川小学校 いじめ未然防止, 早期発見, 早期対応等に関する取組 *括弧内は関係する校務分掌

